

第 19 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 21 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 15 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「これに準ずる理由その他その者の
事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により」を
「その者の非違によることなく勸奨を受けて」に改める。

付 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

勸奨退職の範囲を明確に定める必要があるので、この条例案を提出いた
します。